

国際コンテナ戦略港湾 京浜港

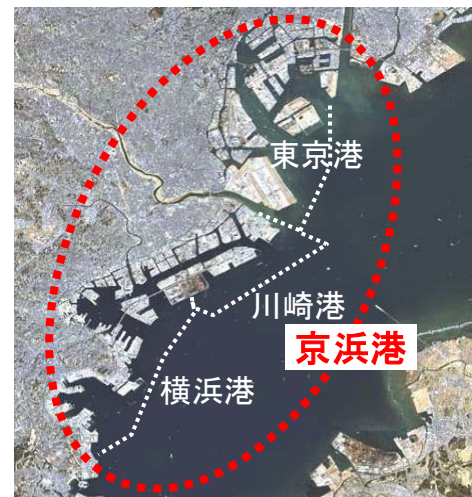
京浜港とは

港湾法(第2条第2項)において定められた『国際戦略港湾』であり、東京港、川崎港、横浜港の3港で構成される。

港湾法の改正

港湾法の改正(2011年3月31日公布)により、我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾が『国際戦略港湾』として新たに位置づけられた。同じく、特定重要港湾の名称が「国際拠点港湾」に改められた。

- ・2004年7月 東京港と横浜港の2港が、京浜港として「スーパー中枢港湾」に指定される。
- ・2010年8月 東京港、横浜港に川崎港を加えた3港で構成される京浜港として、「国際コンテナ戦略港湾」に選定される。
- ・2011年4月 改正港湾法の施行により、京浜港が「国際戦略港湾」となる。



2004年7月

特定重要港湾

スーパー中枢港湾
京浜港
(東京港 横浜港)

川崎港

2010年8月

特定重要港湾

国際コンテナ
戦略港湾
京浜港
(東京港 横浜港
川崎港)

2011年4月

国際戦略港湾

国際コンテナ
戦略港湾
京浜港
(東京港 横浜港
川崎港)

港湾法改正

港湾の種類の見直し

改正前

特定重要港湾
23港

重要港湾
126港

地方港湾
810港

京浜港
(東京・川崎・横浜)

現行

国際戦略港湾
5港

国際拠点港湾
18港

重要港湾
103港

地方港湾
809港

京浜港

(注) 現行の港湾数は、2012年4月1日現在(総数996港)。